

法定調書の提出はe-Tax!!



約 **4** 人に **3** 人が利用

利用率
73.4%

税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などから、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して法定調書を提出することができます。特にe-Taxソフト(WEB版)又は、eLTAX(地方税ポータルシステム)の利用が便利です。

e-Taxソフト(WEB版)で**簡単提出**

ご利用方法は裏面へ!

e-Taxソフトのインストール不要! WEB上で法定調書を**作成・提出**が可能!

(対象法定調書)

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- ・退職所得の源泉徴収票
- ・不動産の使用料等の支払調書
- ・不動産等の譲受けの対価の支払調書
- ・不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

CSVファイル等作成・分割ツールをリリースしました。

上記の法定調書の提出用CSVファイルを作成する際に、**CSVファイルの作成・データチェック・CSVファイルの分割(※)**が可能!

※ e-Taxソフト(WEB版)の送信上限(6,900レコード程度、かつ、データ容量20MB以下)を超えないように、送信上限内にCSVファイルを分割することができます。

(<https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftweb/hoteichosho/csvtool.htm>)



(CSVツール)

eLTAXで市区町村と税務署に**同時提出**

PCdesk等のeLTAX対応ソフトで一括作成・一括送信

給与支払報告書を
市区町村へ提出

給与所得の源泉徴収票を
税務署へ提出



(eLTAX)

マイナポータルとの連携で給与所得の源泉徴収票情報を**自動入力**!

事業主の方がe-Tax提出

従業員の方が
マイナポータル連携を利用



(特設ページ)

e-Tax等による法定調書提出の**義務基準**の引下げ

令和9年1月以後に提出する法定調書から**30枚以上**に引き下げられます。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が**30枚以上**となった方は、**令和9年**に提出する法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。



(e-Tax等義務化)



e-Taxソフト(WEB版)のご利用方法

STEP ① e-Taxソフト(WEB版)へアクセス

- ① e-Taxホームページにアクセス
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
- ② 右上部「ログイン」をクリック
- ③ 「個人の方」又は「法人の方」をクリック

e-Tax web ログイン



STEP ② 事前準備

e-Taxを初めて利用する方
「初めてのの方はアカウント作成」を選択！
既にe-Taxをご利用の方

ログイン後

- ① で利用者情報の登録！
- ② で給与所得の源泉徴収票の作成！

※ e-Taxソフト(WEB版)を初めて
利用する場合のみ、①の手続が必要です。

※e-Taxご利用の流れについてはこちら



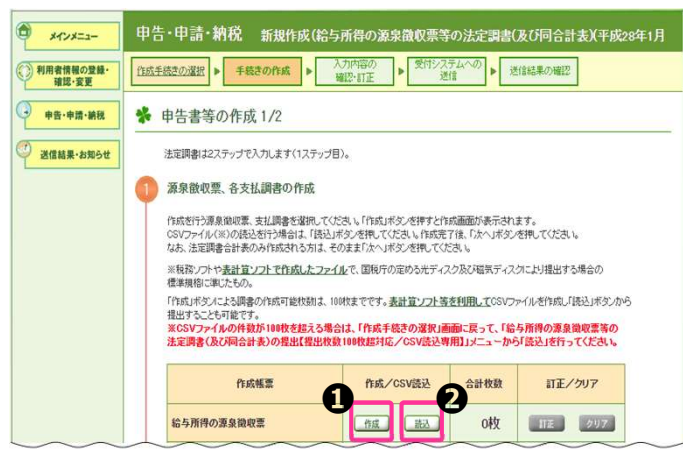
STEP ③ 源泉徴収票の作成・提出

【1件別に入力する】

源泉徴収票を1件別に入力する場合は、
①をクリックします。

【CSVファイルを読み込む】

表計算ソフトや会計ソフトで作成した
CSVファイルを読み込む場合は、
②をクリックします。



！ 源泉徴収票が所定の件数を超える場合は、分割して送信してください。

源泉徴収票の作成後に、法定調書合計表を作成したら、電子証明書で電子署名を付与して送信！

！ 電子証明書は、個人の事業主の方はマイナンバーカードをご利用いただけます。
法人の場合は、法人の電子証明書が必要ですが、代表者の方のマイナンバーカードもご利用いただけます。